

パソコンネットワーク学習システム
調 達 仕 様 書

愛媛県

I 仕様書概要説明

1 調達の背景及び目的

最新のICT機器によるパソコンネットワーク学習システムの導入により、実社会で通用するICT技術を習得し、卒業時に習得している技術と就職後に必要とされる技術とのギャップを低減する。

2 調達物品名

パソコンネットワーク学習システム

(ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式を含む。)

3 借入期間

令和2年2月1日から令和8年1月31日までの6年間(72ヵ月)とする。

4 技術的要件の概要

- (1) 本件借入物品に係る性能、機能及び技術等の要求要件は、II 借入物品に備えるべき技術的要件に示すとおりである。
- (2) 要求要件は、全て必須である。
- (3) 要求要件は、本県が必要とする最低限の仕様を示しており、入札機器の性能等がこれを満たさないとの判定がなされた場合には不合格となり、入札に参加できない。
- (4) 入札機器の性能等が要求要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る仕様確認書その他の提出資料の内容を審査して行う。

5 借入場所及び数量

別紙1「機器設置場所一覧表」のとおりとする。

6 その他

(1) 機器仕様書等に関する留意事項

ア 入札機器・ソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されている最新のバージョンで提供すること。ただし、別途指定するものを除く。

イ 機器の仕様については、使用時の消費電力が少ないこと、使用後に部品の再利用や材料のリサイクルがしやすいよう設計されていることなど、環境への負荷が出来る限り少なくなるような配慮がされていること。

(2) 導入に関する留意事項

ア 納入スケジュールは、本県担当者と協議すること。

イ 納入期限及び設置完了は、令和2年1月31日とする。

(3) その他の留意事項

- ア 搬入、据付け、調整に要する費用は、受注者の負担とする。また、既存の配線等が不足する場合等は受注者が負担することとする。
- イ 搬入及び据付けの際生じた廃棄物は、受注者が持ち帰り適正に処分すること。

II 借入物品に備えるべき技術的要件

借入物品に備えるべき技術的要件は、別紙2「機器仕様書」のとおりとする。

(注)

- 1 特に断りのない限り、複数台の機器に対する要求は、当該機器1台当たりのものであり、1台当たりそれぞれ備えるべき要求を示したものである。
- 2 断りのない限り、項目で複数台を指定しているものは、項目ごとにそれぞれ同一の構成で、同一の機器類を提供すること。

III 性能、機能以外の要件

1 保守支援体制等

保証期間内（6年間）に納入機器等に障害・故障・不具合が発生した場合、現地で迅速な復旧を行うこと。

(1) マニュアルについて

マニュアルは、次の内容を記載したものを、導入校に製本またはバインダー等に綴られた状態で提出すること。

- ア 全てのハードウェアに関する取扱説明書等のマニュアル 各2部
- イ 全てのソフトウェアに関するマニュアル 各2部
- ウ 運用マニュアル 各2部

(2) 保守サービス体制

- ア 故障受付窓口は、受注者自身とするなど保守サービス体制を一本化することによって、故障受付窓口は1箇所とすること。
- イ 県から不具合通報を受けてから、原則当日に県の指示する場所に到着し、島しょ部等であれば別途、県と調整を図り、回復作業に着手すること。
- ウ 回復作業が終了した際は、県へ書面で報告すること。また、回復見込みが長時間に及ぶ場合は、故障修理に関する作業の進捗情報を、県へ連絡すること。
- エ 受注者は、保守サービス体制に関し、体制図（責任者等を含む）、担当者、連絡先を記載した書類を本県に提出すること。
- オ 前エ項で提出した内容に変更等が生じた場合は、速やかに差換え書類を提出すること。

2 提出書類

完成図書の提出に当たっては、Microsoft Word、Excel、PowerPoint又はPDF形式による電子ファイルをDVD等の媒体に格納し併せて提出すること。なお、PDF形式の電子ファイルについて、変換前の電子ファイルがある場合は併せて提出すること。

3 データ移行

旧機器のハードディスクのDドライブのデータを、新機器のDドライブへ移行すること。また、その際は、旧機器と新機器をケーブルで直結して移行することとし、外部記録機器を経由させないこと。

4 検収

受注者による動作確認及びデータ移行確認は、当該機器の管理者等の立会いの下で行い、立会者の押印等による確認を受けたうえで、別途指定する報告様式により県へ書面で提出すること。県は提出された書面をもって検査を実施する。

5 借入期間満了時の撤去

(1) ディスク装置の内容消去

ア 情報漏えい防止のため、「米国防総省のセキュリティガイドラインに準拠してデータ内容を上書き」するレベル以上でディスク装置の内容を消去すること。

イ ディスク装置の内容消去を行った場合、消去証明書を提出すること。

ウ 前ア及びイ項にかかわらず物理的破壊による方法も認める。ただし、この場合はディスク内容が完全に読めない破壊方法であることとし、前イ項と同様に証明書を提出すること。

(2) 撤去

関係法令に従って適切に機器を撤去すること。

(3) 廃棄

撤去する機器を廃棄処分する場合は、関係法令に従い適切に処理すること。